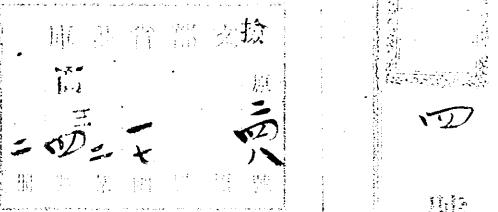


小學商業篇

上卷

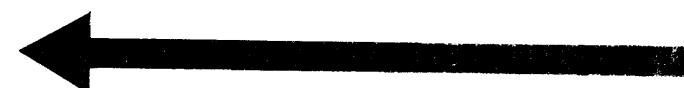


K110.62

8c

B 21

2497



坪井仙次郎著

第二版

小學商業篇

上

京都書林 村上勘兵衛様

緒言

四五

凡ソ人車ハ漸ク精密ヲ加ヘテ大ニ學識ヲ要ス
勢^{シテ}而ヘリ。重大ナル事業ニ至リテハ殊ニ然
ルトス。商業ノ如キモ亦決シテ其外ナルベカラズ。學
識ハ舟車寧^シ強ハ人馬^{ナリ}。二者相俟テ事業
完成スルラ本然トス。世止商業ハ終ニ海陸
ニ由テ執行スベシトスル趣アレドモ實ハ全ク學
識ヲ素テ、実驗一遍ニ賴ルベカラズ。本書ハ商
業ヲ孰ルニ学識ノ必要ナルエニテ明ラカニシ

「小學商業篇」
商家ノ子弟ラシテ學業識寧後ノ偏廢スベカラ
ザルヲ知ラシムトス。唯商家子弟ノ進路ノ方向
ヲ宣メ薰テセ、児童ニ商業ノ何者タルヲ知
ラシメシヲ願フノミ。

明治十七年八月

著者誌

小學商業篇

凡例

一此篇ハ小學校の科目ト載セる職業豫習の中商業
の課乃用書として著述した。

一著者の主義とする所ハ唯生徒をして商業の性質
を明らかにし、又之を營むよ學問乃智識を要する
ものなりと考へ起さるむるふ在り。而して他
日或ハ商業學校に入るの志を固う。或ハ實業を
執るよ當つて其業は有用ある學識を自修。若く
ハ其道は明らかなる學士の忠告を聽納せんとも

るれ念を懷かしめんことを熱望せら。

一字を填むるより一字を低うせるハ即ち一文の首と
知るなり。是を本邦舊來の慣例より異ふきハ之をま
くふ開述に。

一著者固より淺學あれど十分より注意したるも猶或
ハ漏脱する所あるべけりが顧くハ教授を司られ
る諸君、若くハ實業を執る所乃諸君後進者の為め
ふ補缺の勞を惜むべと勿き。著者も亦發悟する所
あらば速やかより改正増補をべ。

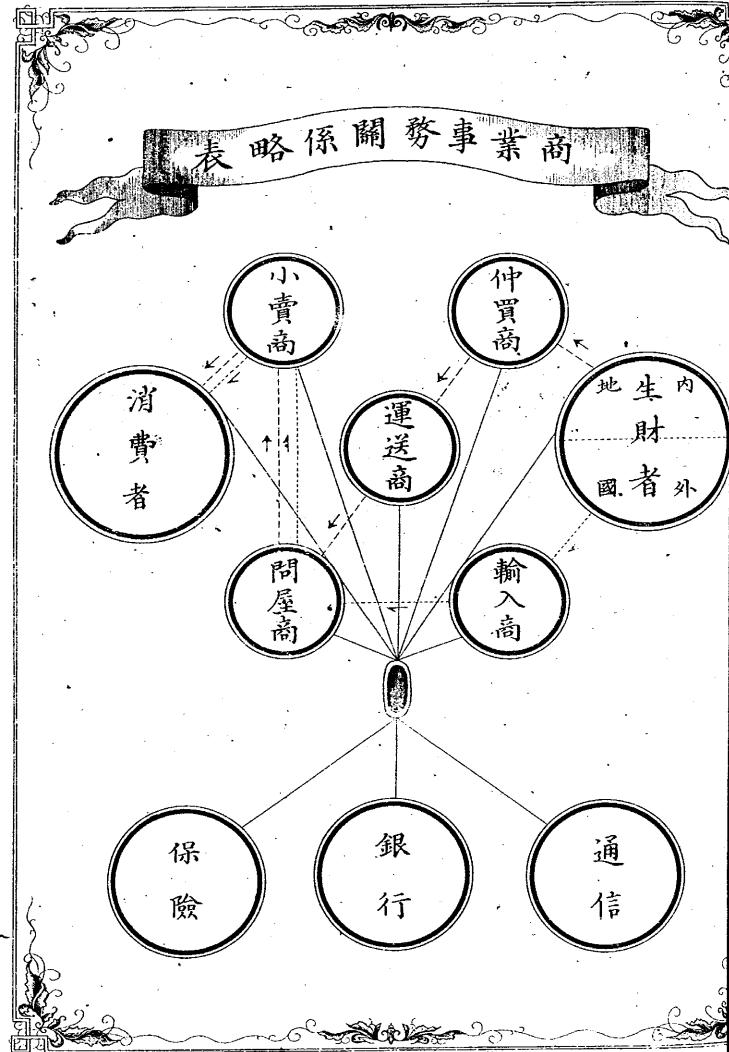
明治十七年八月 著者識

小學商業篇上卷

目次

- | | |
|-----|-------|
| 第一章 | 商業 |
| 第二章 | 貨幣 |
| 第三章 | 資本 |
| 第四章 | 商品 |
| 第五章 | 商品の產地 |
| 第六章 | 商品の直段 |
| 第七章 | 商品の種類 |
| 第八章 | 商人 |

- 第九章 商人の資格
第十章 記簿
第十一章 條例



商業

小學商業篇卷之上

坪井仙次郎 著

第一章 商業

物品を賣買する事業を指して商業と称す。而して此の業より取扱ふ物品を商品と云ひ、之を務むる人を商人と云ふ。

古來商人と為るもの、順路を察するふ讀み書き、算術を修め、其餘の唯商家より奉公して年齢と共に自ら商人と為ると法と為せり。故より今日猶或は此の方法を以て商人修業の良案ありと思へる者らうこと

商人修業ノ
古習

を免まば。おの開けざる國の商人と為るもあつて現今我國の如く開明の域より進むる地方より在ての満足すべからざる方法あり。是よりて少しく繁華なる都會より在ての既よ商業學校の設けあり。東京大阪名古屋の如き皆然うり。是き今后の商業の總て活潑綿密を加へて學問の力を借るふべからざれば能く一難きを以てなり。故よ苟も商人たらん者の何様よ商業と關係をもかゝ歩ちくとも之を辨へざるべからず。又商業上の慣例符徵用語の如きハ其業体或ハ土地の異なるがとに特殊の成規あるば宜しく其道小入て後ち之を知るべきあり。

賣買ノ定式

凡そ賣買を行ふよハ賣方買方の一致直段の取極め、商品の現存の三事具ハらざるべからず。而して賣方ハ取り極むる條目ハ從ひて賣品を渡す事、事故障あく買方をして其品の持主たらむる事、賣品の性格ふ關して自己の知きる限りハ之を開示する事、を義務とし、買方ハ故障あく其品を受取る事約定の通り小代金を渡す事と義務とす。

商業を營むよ當りて必ず扱ひざるべからざるものハ貨幣、商品是れなり。

良法
商人修業ノ

第二章 貨幣

拾錢の銅貨を与へて一冊の書物を得るゝ常より人の為す所あり。其人何様の心を以て銅貨を収めて書物を渡すふらを爲もや。又銅貨を与ふる人ノ何様の賣方ノ思想

手順ふ由て之を得たりや。蓋一其賣方ハ此の銅貨を以て他日何品なりとも己の好む所の物品を得べーと信ずればなり。銅貨ハ之を着るべからざるも衣服ふ換て之を着るべー。銅貨ハ之を食ふべからざるも米麥ふ換て之を食ふべー。されば其實ハ他日其賣方の買ふ所の物品ニ書物ヲ交換したるなり。然れば

則ち手短ドかゝる物品と物品とを交換する方便利ふ
賣買ニ貨幣ヲ要ス
ろゞ如く思ひれども却りて其間ニ貨幣を介する方、大より利便なる理由あるあり。例へば一足の下駄と所持せら人と一冊の書物を所持せる人とありて之を交換せんとするに書物の方、下駄よりも貴いとせよ。其書物を少しく割き取りて其釣合と平等よりもが如きハ固より行き難し。畢竟己むふらを得びて其交換を止らざるべからず。又書物を所持して下駄を得んとする人何よりて下駄を所持して書物を得んとする人より出遭へんも甚ぞ難き事あり。其他猶様々

の故障あるべし。然る小貨幣を以てその媒ニセバ右乃如き差支あるふとす。

亦其買方の銅貨も必ず曾て其所持一たる一種の物品を他人より与へて其代りより得たるものより相違なし。故より畢竟其銅貨ハ物品の代表者あり。

右の訳にて銅貨も銀貨も金貨も其價値を違へ皆物品の代表者より其交換の媒たる役目へ均一く一つなり。

唯貨幣の物品より優りて貴き様より思へるゝへ容易より其何物とも交換すべきより在り。物品ハ其固有性質

の効力を示すより止まりて食物ハ飢を凌ぐべしも寒を凌ぐべからず。若一食物を以て寒を凌がんとせば一旦之を賣て貨幣を得、更に貨幣を以て衣料を買ふの煩勞を採らざるべからず。其不便少なかつざるあり。あゝよ於て貨幣の本職ハ賣買の媒介なるふ在りらず。故より賣買を本業とする商人より在ての貨幣を要するハ勿論みて十分より其性質を辨へむんば何うからば。

今日、貨幣と同トく商業の媒介を為すものより紙幣あり。是き之を使用する者、之を發する者より對して

確樹一なる信用を基として世より行はるものあり。例へば各處の國立銀行より發一たる銀行紙幣の如きを見よ。銀行へ之を所有せら人々と對して何時たりとも政府發布の通貨を引換へ与ふべーとの約束を結び、世人の信用を得て始めて日々賣買の媒介たるを得るあり。

信用へ貨幣と共に商業上より廣く用ひらき、其便利あると却りて大よ之ふ勝れり。其用法甚ど多くて帳簿差引勘定法、貸附法、銀行委托法、株券法等あり。是れ皆理財學の解説ある所をきば其詳細を知らんと欲せど宜しく其書より就て之を見るべし。信用使用法の利害など實ふ商家ふ必要ある事項少からず。

第三章 資本

商家の資本と稱するものハ固より全く貨幣ふりらざれども多くハ先づ貨幣を以て諸物の代表者とし、何千圓の資本を以て何商業を營むと云ふを常とせり。今貨幣より次てつゝ小資本より關する事項を略説をべし。

資本の種類を言ふと自己一人の積立てたる資本、祖先の遺傳したる資本、多數の人の出一合せたる

資本、借用資本の四つ類。

資本使用者
ノ義勢

此の四種の區別ハ之を使用する人々の心得を定むる力を有せり。自己蓄積資本と使用するに止まる者ハ子孫生活の基を堅固ならむ。義勢あり。祖先遺傳資本を使用する者ハ子孫生活の道を立てるハ勿論遺傳資本と運轉して其効力を十分に顯ハシ。又自己の膏血より生れたる資本を之より加へて其高を大ならしむべき義勢也。第一者ふ比るに心勞多一と云ふべし。合力資本或ハ借用資本を使用する地位ふ立てる者小至りてハ一己の失錯ハ廣く萬人ふ及ぶの有様あるを以て其心勞愈甚だ一と云ふべし。然るふ今日の實況ハ自己蓄積資本を有せる者ハ商業堅固ふ一て榮え、祖先遺傳資本を受ける者ハ奢侈放逸ふ一て家運傾き、合力資本、借用資本、と使用者ハ頻りに危険を犯し、損耗を顧みざる所至る。總て道理より背けりと云ふべし。畢竟各人皆其義勢と弁へ、而して義勢を完うする者のみよく其榮譽、地位を保つの場合よ至らバ斯る變相ハ世ふ其痕を絶つべし。又資本の多少ハ營為すべき商業の種類を定むる基と為るべし。例へば朝か仕入ひて夕よハ全く之を

資本ノ多少
營業ノ種類
ヲ定ム

巨萬ノ資本
集山ル法

賣場ぐる食物商人の如きへ少數の金員みて之を営むべく、數多の大船を所持して海上運搬を業とする回漕商の如きへ巨萬の金員を得て始めて之を営むべし。

右四種の資本の中より就て大數の金員を集むべきもハ第三種の諸人合力資本あり。故に今日苟も大事業を起す者ハ一つとして此の資本より頼らざるゝなり。其仕組は人々其引受けたる株券だけの資金を出たすのみよりて其餘の責任を負はざる法、一名の名前人を定めて社員ハ之より差金をも法等あり。諸

國立銀行、諸鍛道會社等の事業ハ皆此の合力資本ふ由より。是を資本累衆ノ大略あり。

資本使用の法ハ商業の種類小由て一つぢらずと雖も通常、地、建物、雜具、商品、給料、生活費の六種とに、其中地、建物の二つの如きへ別ふ之を所持して公衆より貸渡し相當の賃錢を得んことを望む者有り。是を世俗小地、地持、家作持と称して一種の營業と為せア。右の諸項の資本を使用する割合ふ至りてハ錯雜して幾と其大則を得べからず。例へば質商の如く倉庫ふ大金を要するより、諸小賣商の如く商品の大金

法
資本ノ使用

を要るあり。唯宜しく各自の営むべき業体より從ひて適宜の斟酌をなす。

第四章 商品

商品ノ性質
ヲ明ラムル
ヲ要ス

商品ハ商人の命脉ふにて其清潔鮮明あるハ商業繁昌乃基あり。故に常に商品の本質を失ハざら一めんあとの商人の希望する所ふにて之を達せんよハ先づ其性質を詳らかとするを要す。然り而して商品ハ其種類甚と多くて一々之を明らかにされど則ち商人ハ唯宜しく其自ら取扱ふ商品の性質を察せんよと力をもべ。今そくふ其概略を擧て何様

の學科の助けふ由て之を明悉すべきやを示すべし。

第一を植物性商品とす。其中天生のまゝにして食用をべき兼實の如きハ不熟からば身体を害をしけど其無害ある頃まで成熟するを待て之を販り、割烹料理を歷て食すべき蔬菜ハ不熟ありとも甚ざ一き害あきを以て成るべく早生の品を鬻きて珍奇と喜ぶ人情ふ投げべし。又穀菽の如きハ若一其芽を生ぜば味ひを損するを常とすればよく乾燥よ之を維持するを要す。其他竹木の如きハ切る小時期ありて虫蝕の難易を生じ。畢竟是の類ハ皆植物固有の性質よ

植物學ヲ修
メントヲ要ス

基せる現象た生バ宜一く植物學の知識を應用一て之を明らかあり。

**動物學ヲ修
ノンコトヲ
要ス**

第二を動物性商品とす。魚類の如きハ其期節あるもろ多くして發達不十全あるの若くハ其期より後きをも比ハ味ひ美あハジ。又苟も腐敗まきバ人身を害し、甚一きハ其命を殞すふ至れば則ち之を販賣する商人ハ一己の損耗を惜みて他人の命を絶つグ如きあと何らべからば。牛馬家雞の如き生活物を賣買する商人よ至りてハ其性質を明察せんかと最も必要なり。然らずんば自己所の間より在て飼養の法を

失ちて非常の損耗を受けんも計るべからば。動物學

乃知識も亦商業の種類よりてハ實より缺くべからば。

第三を礦物性商品とす。此の品より種々の特有性あり。水を蒙りて融消する食塩より、酸氣より感一て鏽蝕する鏽あり、塩氣より觸きて綠青を生ずる銅あり。其他諸品、諸種の特性あきバ之を扱ふより其法を失たば忽ち其物品の價を減少せむふと判るべし。是れ礦物學乃知識の商業ふ有用ありとせらるゝゆゑんあり。右の外物理學化學、ハ商品製造上ふ關一て大より其効力を及ぼせり。又苟も物個なる以上ハ物理上の性

**物理學、化學
ノ効力**

**礦物學ヲ修
メンコトヲ
要ス**

質と化學上の性質とを具へざるへなきが故に之が通曉せば商品保存上に大利益あるひと明白ふ。例へば剪の如きも之を潤濕の外氣と晒らし出だすときハ銹蝕を來たすべし。是き空氣中の酸素の鉄と和合していぢゆる酸化したるの結果あり。即ち剪は化學上の性質あきばかり。又手を以て剪の柄を壓せば其刃相觸きて物を切斷すべく之を放てば其刃相去りて其間より物を介さべし。是れ剪の彈力を有せるを以てあリ。即ち物理學上の性質あり。或は油紙の如きハ之を日下晒らし、直ちに折り重ねて貯ふる所に於ける。米の仙臺は於けるが如きを云ふ。第三を夥

自ら火氣を發して紙質を損じ甚だしきに至りてハ火災の原因を為すと云ふ。是き又物理學化學の定則ふ由て發する現象の事。故に此の二學科の特有の物品を扱ふ者の修らざるべからざる所あり。

第五章 商品の產地

商品の產地は三種あり。第一を品質良美ふべく他ふ比類あき名品を産する土地とす。鷦の五島は於ける、雲丹の越前は於けるが如きを云ふ。第二を其質へ美ならざるもの其產額の夥しき土地とす。木材の熊野

三種ノ產地

へバ剪刀の如きも之を潤濕の外氣より晒らへ出だすときハ銹蝕を來たすべ。是き空氣中の酸素の鐵より化合していくゆる酸化一なるの結果あり。即ち剪刀より化學上の性質あきべあり。又手を以て剪刀の柄を壓せば其刃相觸きて物を切斷せづく。之を放てば其刃相去りて其間より物を介さざ。是れ剪刀の彈力を有せるを

多の良品を産する土地とす。蜜柑の紀伊より於けるの類あり。然り而して商品へ其種類固より夥しけど、一々其產地を明らかに實は容易の業よりらずと雖も自己の營業より属せる商品、之と連絡親密ある商品、其他重要な商品、ふ闊く之を識らんべとハ商人より取て大切あると勿論あり。

商品产地ヲ
識ルコトノ
有用ナル例

例へば蜜柑商人云々。其產地の紀伊あることを弁ふれば遠き東國筋より之を大阪、京都の如き其產地近傍の國より運ぶが如き不都合無からべ。又其產地の氣候不順あるを聞て豫め菓實の豐熟せざるおこを知らば其品質下劣なる住地近傍の所産の蜜柑を買入るゝ工夫を設けて世上の需要より對すべし。其他人民の嗜好、風俗の模様、距離の遠近、運送法の變遷等より注意して居常怠らばんば汽船の航海新たに開けたるよりして一定の物品の市場より出る便利を加へ、為めよ相場より變動を生じたり小及んで始めて驚くづ如き迂遠無かるべし。實は今世ハ器械之力、急速より流行する勢あれば昨日までハ百里を隔て、往來不便を極めたる土地も今朝ハ僅かより數十里を距きる土地より往來するよりも却りて便利あるに至る。

グ如きふと間々あり。故ニ一日の油斷、百金の損耗を致たナベ。

産地ヲ妄信
スル恐レア

又物品よ土地の名称を付したるもの多し。若一之を妄信して直ちよ其產地なるべーと認めば甚だしき過ちあるべー。總て其名称ハ產地を遠ざかるよつきて廣大よ言做し、之よ近づくよ從ひて縮小して其實を示すもの、如一例ハ東京より美濃干大根と

称するもハ、美濃ふてハ之を守口大根と呼ぶ、又外國ふてハ日本茶、支那茶、と称し、横濱ふてハ山城物、伊勢物、と呼び山城よりハ宇治産と云ふ。此の類少からず。又紀伊の蜜柑ふ雲州蜜柑と称するものあり、美濃紙果一て悉く美濃より出てたるふらうざるが如きふとあり。

是き皆地理學か通曉して過誤あきを得る所あり。且若一商人よーて全く此の知識を缺かを何きよ就て買入キ、何きよ往て賣捌くづーとの方向を失ひ、恰も杖を失へる盲人の如く、唯彷徨して光陰を空消するの外無かるべー。

第六章 商品の直段

商品の直段とハ之を賣る者、其商品を受取るこ

地理學ヲ修
メンコトヲ
要ス。

物價ノ説明

き拂ひ渡一たる高と営業中の諸入費とを合せて生
じたるものあり。理財學は在てハ精一く種々の區別
を立てゝ説明すればもハノよハ世上一般と称へる
物價の性質を解説すべし。墨一挺を買ふよ五拾錢を
拂ひ、五拾錢を墨の價と云ひ、又五拾錢の墨七拾錢
と為らば其價騰貴せりと云ふ。さきバ價との物品と
貨幣との間よ存する割合ふり。故よ物價高直との物品
品を買ふ貨幣の力の減少一なるふて墨一挺五拾錢
筆拾本五拾錢ふり一ものダ墨ハ七拾錢と為り、筆ハ
一本七錢と為り一あり。此時猶十本の筆を以て一挺
の墨を得ることハ其以前ふ變ひらざれども五拾錢
ふてハ最早一挺の墨を買ふべからず。斯て商品ふる
物品よ對する資格と貨幣よ對する資格と二つある
なり。世俗物價と称するハ其貨幣よ對する資格と知
る度一。

第七章 商品の種類

商品ふ三種の別あり。第一、古器、古書画の如く其品
を新たふ造出をべからざる物あり。斯る品ふれて一
且世人の嗜好よ適ふよ至らば當時人民の富貴の有
様よつきて漸く其價を貴くすべし。骨董商の一回の

販賣小數百金の利益を得るが如き隨分世間に現れる事件なり。

第二世間尋常の費用を以て多く其數を増加をべき物品あり。普通一般の商品ハ皆此の類あり。例へば菓子の如き、たゞ一時より買方の増殖ありとも砂糖、雜穀の世小存する限りハ同一の費用にて何程ありとも之を造り出もぐ。故ふ此の類の物品ハ買方の増殖よりて或ハ却りて其價を減ざるはとむりとも永く其價を貴くするふとハふきなり。

第三造出の費用を増さざんば其數量を加へ難き

物あり。農產品是きなり。例へば米せよ。百人の食物を得て十分ある時代の在てり一反より付至六俵を收むべき田を耕やへたりとも百五拾人の食物を給せんよハ一反より付き四俵を收むべき田をも耕やさざるべからず。即ち物品の數々增加と共に其價の貴きを致すゆゑんなり。此の邊皆理財學よりて其詳細を明らかべし。

凡そ商品の荷扱へハ商業上最も大切な事項にして其適不適よりて價の高低を來たすふとあり。其法商品の種類よりて差別られべ一々之を枚舉すべ

からず。唯其一二を擧て商業上重要な事件あるふとを示そべ。茶の如きハ若一妄りニ其數品を混合するふとを為せば復た之を分つべからずして為めよ其需要者を減ざるの恐きあり。又生糸の如きハ豫め之を使用する者の都合を計り、其労力を減ざる様に粧飾するを要す。若一否らずんば為めよ其價格を落すことあり。

第八章 商人

商人ハ右より記るせる貨幣、商品を扱ひて物品を造出する人と之を消費する人との間より介し、彼是の便利を進むるを本職とする。然きども人への便利の上よりも猶便利を欲するを以て終る今日へ様々の商業が生じたり。

第一より商業本部より属せるものを見るふ小賣商あり。此の商人ハ物品を消費する人の手より其望み通りの高を以て之を賣り渡すを業とする。其小別より僅か一人の数百人を使役する盛大かる商家より僅か一千百種類ありて幾ぞ枚舉すべからず。問屋と称する商人ハ製造人或は其他の手より物品を買入き、之を賣り

商業本部
属セル商人
ノ種類

渡すことを努む。仲買商へ人々の間は立ちて賣買、其他の商事を周旋する所を努む。又輸出商人へ自國の物品を外國より輸して利を收むる所あり。

外國物品ハ右の外より輸入商人とて國の内外の摸様を洞察して甲國より拂底よりて且其人民の之を望む者多一と認めたる物品あるとき、之を豊かに造出する他國より就て買入き以て甲國ふ其品と輸入する者あり。而して後ち其物品ハ問屋商人、小賣商人の手と歴て現實より之を使用する人の買ふ所と為る所あり。

商業ヲ補佐

事より商人なり、諸危險を保請する商人あり、又音信を通じる業勢あり。下巻よりて之を説くべし。

第九章 商人ノ資格

商人ハ社會人類の一部分たれべかの人乃道と講明する修身學の旨を遵奉すべしハ勿論あきども其中特よ商人たるふ必要ある事項あるば之をあくよ記多きべし。

第一、信實。物品を賣捌くふ當りて口より極上品と云ひ、甚だ一きハ物品より其印を極へたるも丁寧より監察すれば中等品ふも及ばざるものあり。されど

信實

買方ハ一々其使用する諸物の鑑定者ならざらべからず。今日交易の世間よりて誠より困難の次第なり。天下の商人斯の如く信實を失ひ買方乃難澁最も甚一からべし。斯てハ世上の便利を助くる商業ふにて却りて之を妨ぐるの觀ふきわらば。凡そ物品より皆相當の價あるべけまゝ上等品を中等品の價より賣らんと欲するが如き空想を懷くあらんより到底信實を失ふの場合ふ立ち到るべし。唯商人ハ信實を以て買方の心を攬らん六とを務むべし。一時無替の甘言を吐て一品を賣らんハ即ち十品を賣り損ふの原

因と知るべし。

勉強

第二、勉強。たゞひ信實を守るも自ら丹誠を盡くして業務よ鞅掌せざんば世上の氣運よ後れて販路を失ひ、或ハ相場外の價を称へて買方の氣を損ふたりあるべし。市街の掃除、見世の粧置、商品の取扱生活の模様、賣買の景況、一つぞ一て勉強よ由らざんば正しく規律を立つべからば。

儉約

第三、儉約。業務繁榮の基ハ儉約よ在り。信實、勉強ありとも奢侈を極ハリて所得、所費を償ふよ足らずんばその業を執るふと難かるべし。資本ハ儉約の所

産ありとの一言を思ふも猶且儉約の大切あるあとを知るべし。世上少壯ある商人の產と破るハ幾ど皆儉約を守るふとを力めざるの致を所あり。宜しく慎むべし。

右の外愛國自治の精神あからべからず。是れ苟も一國の人民と為りて其政府の保護を蒙り其國民の名と有せる限りハ片時も忘るべからざる事あり。又常々注意して物價、影響と与るべき事項を明らか、新聞、雑誌等を閱讀して物價の状況を弁へ敏捷應變乃心得あらんと肝要あり。且又外國商業子從事する者ハ條約書、其國の言語、其國商業上の慣例等よ通せんことを要す。

凡そ國民と為てハ一國政府の費用を弁ぜざるべからぞ。之を租税と称す。租税を費用する條目ハ大略諸官廳の經費、外國交際の費用、道路橋梁治水築港、其他國家の利益たるべき一切の事業あり。人民たるもの豈喜んで之を納付せざらんや。

國稅ハ一國全体の費用を弁ぜるが為めよ徵收し、地方稅ハ一地方限りの費用を支弁せしに充てらる。故ニ地方稅ハ府縣廳にて徵收するもねよ。其稅

の豈喜んて之を納付せざるべけんや。

目税額の如きハ府縣會より之を議し地方官の許可
ふ由て定めらる。

商人の負擔すべき租税を考るるふ地租、營業税、海
關税等種々あり。其詳細ハ諸種の税則よ就て之を明
らむべ。

第十章 帳簿

帳簿

商業の狀態ハ今日十圓を仕入きて今日悉く之を
賣揚ぐるものふ何らず。今日ハ僅か其半額を賣揚
げ、明日又更らゝ十圓を仕入きて漸く月日を重ね
定期の末より決算をもと常とす。故ニ若一之を
整頓する方法ふきとひへ啻乎當時損得の實況を
知るべからざるれどからず、全く其取扱ひたる業事
を失忘へて定期ニ到りて急ニ狼狽するふとあらべ
一。是ニ帳簿の必要あるゆゑんあり。

斯テ苟も商業行ふるれば則ち帳簿を要する仕合
ふきハ我國も亦既ニ久しく帳簿の法ありき。唯憾ら
くハ舊時の世運諱寧遲緩あり一を以て其法十分の
改良を得るかとあく順序改正あらびて洁激精密
を要する今代ニ在てハ幾ど其用ふ堪へざるものと
為りたり。又ニ於て洋式記簿の大よ行へるゝよ至

新式帳簿

れ室。

凡そ帳簿へ前より記せる商業の種類は從ひて一々特殊の仕組ありて卸商記簿、小賣商記簿、銀行記簿、仲買商記簿等種々あきども其大体は單式複式の二法ふへて之を應用したるまであり。單式とハ一事項を一處より記入へ易く小賣商人の用より堪へ複式とハ一事項を數處より記入する法より秩序嚴肅實より商の用より適せり。總て帳簿へ商業の實況を明らかに詐欺を防ぐを要とするば紙より必ず丁數を記し、或より表紙より葉數を認め置くふどのふとを肝要し。

記簿の法を明らかに商業の有様と記入するより何時よりも其商況を知らんとするより當りて分明な之を明らかにして何品の猶仕入るべし、何品の之を仕入るべからば、或より何某より貸高過分あれば宜しく之を減少するの策を立つべし、など一切商業上の思考を立つべし。之を營業の燈火と称して可あり。商人へ宜しく記簿法を修めて其道より通ずべし。

帳簿の外商業を営むより有用ある雜具なり。其重要あると尺、枰、秤の三つとす。是より商品を受授するより當

記簿法ヲ修
メンコトヲ
要ス

法律ノ知識
ヲ要ス

りて長短、積量、輕重等を測るふ用ひて取引の基たき
を商家へ各其精良品を撰びて之を備ふべし。

凡そ一國の民たる者ハ其國政府の法令を遵守
るを要す。中より就て商人より對してハ其営業の種類
由て嚴密より遵守せざるべからざる条例あり。故ふ商
人ハ一業を始むるより當りて必ず先づ其業より關する
法則条例の有無を察すべし。而して若く其遵守すべ
き条例あるとばへ必ず丁寧より之を明らかむべし。開業
の後ち圖らず之より抵觸して失敗を取り始めて驚愕
する如きふとあるべからざら。又より其二三を掲ぐ
るもの有り。

ベー

第一、証券印紙規則 是れハ金錢取引の証書、契約
書の類より印紙を貼用する定法を示せるものあり。

第二、烟草税則 是きハ烟草商との事より關係する條
例ふとして其賣買より貼用をべき印紙の定法等を掲ぐ

第三、銀行条例 是れハ國立銀行の遵守すべき事
項を示せり。

第四、古物商条例 是れハ古金、古着、等一切の古物
を取扱ふ商人の遵奉すべき事項を明示せり。

右の外、出版条例、新聞条例、利息制限法、商標条例等其類甚ざ多し。皆其道の営業者の遵守をべき所あり。若一之を犯せば之ハ其輕重ヲ由て多少の差ありと雖も畢竟犯罪者として應分の處置を受けざらべからざる。其詳細ハ法律書類よりて之を明らかべ。是き實ニ商人より取りて片時も缺くべからざる知識あり。

小學商業篇卷上終

明治十七年十月七日版權免許
同十八年七月十五日再版御届
廿一年二月二十日訂正御届

東京府平民

著述人 坪井仙治郎

上京區第二十九組新島丸頭町
百九十四番戸寄留

出版人 村上勘兵衛

京都府平民

上京區第二十九組新島丸頭町
九番戸

小學商業篇

下卷

新編
小學
商業篇
上卷

新編
小學
商業篇
四號

3110.62
8c
2